

ニ (仕様書番号④)

G-1. 除雪グレーダ (3.1メートル級) 仕様書  
[油圧式ブレードチップ、床マット、スノータイヤ、ブレードスリップクラッチ、  
エアコン、後方カメラ (モニタ含)、熱線入りガラス(前上・側面前)]

令和6年度  
山形県

G-1. 除雪グレーダ (3.1メートル級) 仕様書  
【油圧式ブレードチップ、床マット、スノータイヤ、ブレードスリップクラッチ、  
エアコン、後方カメラ (モニタ含)、熱線入りガラス(前上・側面前)】

概要

この仕様書は、除雪グレーダ (3.1メートル級) に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については山形県知事 (以下「発注者」という) と物品供給人 (以下「受注者」という) が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 除雪幅   | 2.6 m 以上   |
| (2) 最大除雪高さ<br>(新雪 $\rho=0.08\text{t/m}^3$ 、除雪速度 15km/hにおいて) | 0.15 m 以上  |
| (3) ブレード線圧  | 16kN/m 以上  |
| (4) 走行速度  | 40 km/h 以上 |
| (5) 騒音レベル   |            |

「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号) 第I管理区分に準ずる。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による)

2. 主要諸元

- |                                |                           |
|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 全長                         | 8,000 mm 以下               |
| (2) 全幅                         | 2,200 mm 以下               |
| (3) 全高 (黄色灯火上端まで)              | 3,800 mm 以下               |
| (4) 最低地上高                      | 240 mm 以上                 |
| (5) 車両総質量                      | 10,000 kg 以上 13,000 kg 以下 |
| (6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) 車体屈折機能使用時 | 8 m 以下                    |

3. 車体

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| (1) 機関 |                         |
| 形 式    | 水冷、ディーゼル機関              |
| 定格出力   | 最高速度段において (可変) 80 kW 以上 |
| (2) 車軸 |                         |
| 前車軸    | 油圧リーニング機構               |

後車軸	タンデム機構
(3) フレーム	
形式	油圧屈折式
(4) タイヤ	
形式	スノータイヤ
(5) かじ取装置	
型式	全油圧式又は電気油圧式
(6) 運転室	
構造	全鋼製密閉形
窓	(前上・側面前) 熱線入り (全) 冬用ワイパーブレード付

#### 4. 除雪装置

(1) 構成	ブレード、サークル、ドロоба
(2) 作業動力装置	油圧式、操作弁式 (7系統以上)
(3) 能力	
サークル回転角度	130度以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左 500 mm 以上
切削角調整装置	油圧式ブレードチップ
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、(スリップクラッチ等により)その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	JIS D6101 又は準じる特殊切刃 (側刃付)

#### 5. 計器類

(1) 機関回転計	1式
(2) 燃料計	1式
(3) アワーメータ	1式
(4) 水温計	1式
(5) 充電警告灯	1式
(6) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
(7) その他標準計器類	1式

#### 6. 照明装置類

(1) 前部雾灯又は前部作業灯	2灯
-----------------	----

(2) 黄色灯火 (散光式)	前 全幅 500mm以上	1 灯
	後 全幅 1,100mm以上	1 灯
(3) 前方作業灯 (キャブ上部)		2 灯以上
(4) 後方作業灯		1 灯以上
(5) その他標準照明装置類		1 式

## 7. カメラ

- (1) 取付数：1 台 (後方)
- (2) 電源：DC12Vもしくは24V
- (3) 動作温度：-25°C～50°C
- (4) その他：運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること

## 8. モニタ

- (1) 画面サイズ：7インチ以上 (カラー)
- (2) 動作温度：-10°C～50°C
- (3) その他：振動により損傷しないこと  
運転室内前方に設置し、オペレータの視界を妨げないこと

## 9. 付属装置及び付属品

### 9-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー (後方 1 mにおいて、音圧 80dB(A) 以上)	1 式
(2) エアコン	1 式
(3) ウィンドウォッシャー前・後 (電動式)	1 式
(4) けん引装置	1 式
(5) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1 式
(6) アンダーミラー (後) またはリアカメラ	1 式
(7) 非常用信号具 (発煙筒 1、赤旗 1)	1 式
(8) 消火器 (ABC粉末、1.8kg 以上)	1 式
(9) ラジオ	1 式
(10) ドライブレコーダー (前方、後方、車内が映るもの)	1 式
(11) バッテリーメインスイッチ	1 式
(12) 床マット	1 式
(13) デフロック	1 式

### 9-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	2 部
(3) 部品表	1 部

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (4) 履歴簿 (仕様書を貼付けしたもの) | 1 部 |
| (5) その他標準付属品          | 1 式 |

## 10. 塗装及び名入れ表示等

(1) 国土交通省建設機械塗装基準による。

(2) 名入れ

「山形県」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。

(名入れ方向は、向かって左側からとする。)

「山形県 県土整備部」キャビン柱両側へ表示。

(名入れ方向は、上から下へとする。)

管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。

文字の表示は、平成10年12月14日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」に基づくものとする。

その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する。

## 11. 検 査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

## 12. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

## 13. その他の事項

### 13-1 製造期日等の指定について

納入機はいわゆる新車でなければならない。

また、納入日時時点で排ガス規制基準を満たしていること。

### 13-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

#### 13-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

#### 13-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。